

事務連絡
令和4年9月22日

山形市薬剤師会 御中

山形市保健所保健総務課

新型コロナウイルス抗原定性検査キットのインターネット販売
の留意事項について（お知らせ）

本市の保健衛生行政については、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より事務連絡がありましたので、貴会員の皆様に周知くださいますようお願いいたします。

山形市保健所保健総務課医事薬事係

〒990-8580 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 4 階

TEL 023-616-7261

FAX 023-616-7263

事務連絡
令和4年9月13日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス抗原定性検査キットのインターネット販売の留意事項について

今般、新型コロナウイルス感染症に係る一般用の抗原定性検査キット（以下「一般用抗原検査キット」という。）については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第23条の2の5第1項の規定により、体外診断用医薬品として製造販売の承認を受けたものが、順次、製造販売され、インターネットでの販売が認められることとなりました。一方、新型コロナウイルス感染症に係る医療用の抗原定性検査キット（以下「医療用抗原検査キット」という。）の販売については、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和3年9月27日付事務連絡（令和4年3月17日一部改正））で示した取扱いから変更はなく、そもそも薬機法上インターネットでの販売は認められていません。

今般、医療用抗原検査キットをインターネットで販売する等の薬機法違反の疑い事例が報告されているため、改めて、医療用抗原検査キットの販売に係る注意事項を下記のとおりお示ししますので、貴管内の薬局、店舗販売業者及び卸売販売業者へ周知いただきますとともに、監視指導方、よろしく願いいたします。

記

第1 基本的な事項

1. 医療用抗原検査キットのインターネット販売は認められていないこと。
2. 一般用抗原検査キットとして販売（インターネット販売を含む）できるのは、製造販売業者から一般用抗原検査キットとして表示され、製造販売（出荷）されたもののみであること。
一般用抗原検査キットとして承認された製品は以下を参照されたいこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html

3. 一般用抗原検査キットと容器・包装が同じであっても、一般用抗原検査キットとして表示・製造販売（出荷）されていない医療用抗原検査キットは、一般用抗原検査キットではないため、インターネット販売できないこと。
4. これらを踏まえ、第2のとおり、医療用抗原検査キットと一般用抗原検査キットを混同することなく、適正に販売すること。

第2 抗原検査キット販売時の留意事項

1. インターネット販売可能な抗原検査キット

インターネット販売は、一般用抗原検査キットとして承認された製品であって、一般用抗原検査キットとして表示・製造販売（出荷）された製品に限ること。

2. 医療用抗原検査キットと一般用抗原検査キットの区別

医療用抗原検査キットとして製造販売（出荷）された製品を購入し、一般用抗原検査キットとして販売してはならないこと。

「新型コロナウイルス感染症流行下における一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットの製造販売時等の取扱いについて」（令和4年8月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課、医薬安全対策課及び監視指導・麻薬対策課長通知）において、一般用抗原検査キットの製造販売について、医療用抗原検査キットの記載事項のまま一般用抗原検査キットの添付文書を添付すること等により、一般用抗原検査キットの表示として差し支えない旨が示されているが、この表示は製造販売業者の責任の下で行われるべきものであり、薬局の判断で添付文書等の表示変更を行わないこと。

なお、医療用抗原検査キットと一般用抗原検査キットの製造販売業者が同一であり、両者が同一の容器・包装で出荷される場合であっても、製造販売業者において、製造番号等により両者を区別し管理しているため、薬局において両者を同時に販売する場合は、製造番号等を確認の上、保管・管理の際に、両者を混同しないよう留意すること。

3. 医療用・一般用抗原検査キットと研究用抗原検査キットの区別

インターネット販売や店舗での販売において、研究用抗原検査キットを、承認を受けた医療用抗原検査キット又は一般用抗原検査キット（以下「医療用・一般用抗原検査キット」という。）と混同させるような販売方法を行わないこと。

特に、インターネット販売において、一般用抗原検査キットを購入しようとした消費者が、「検査キット」等と検索した際に、研究用抗原検査キットが一般用抗原検査キットと混同して検索結果として表示されることがないように、「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットに係る留意事項について（周知依頼）」（令和3年2月25日付け事務連絡）等において研究用抗原検査キットの販売自粛等について示した内容を踏まえ、適切に対応すること。

また、抗原検査キットの販売サイトには、「新型コロナの検査キットは「研究用」ではなく国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」を選びましょう！」のリーフレット（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html 等に掲載）を掲載するなど、研究用抗原検査キットを医療用・一般用抗原検査キットであると消費者が誤って認識して購入しないよう、注意喚起を行うこと。